

介護付き有料老人ホーム サンガーデン輝らら☆

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設 入居者生活介護の運営規程

(事業の目的)

- 第1条 有限会社 高村が開設する介護付き有料老人ホーム サンガーデン輝らら☆において、実施する指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下、「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業の運営及び利用について必要な事項を定め、指定特定施設入居者生活介護事業の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 この事業者が行う指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画（以下、「特定施設サービス計画」という。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援・世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することとする。

(運営の方針)

- 第2条 事業者は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を計画的に行う。
- 2 特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 介護付き（介護予防）有料老人ホーム サンガーデン輝らら☆
- (2) 島根県浜田市金城町今福 1473 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (同一敷地内常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 3名 (常勤兼務 3名)

生活相談員は、利用者又はその家族に対し、日常生活等必要な相談に適切に応じ、社会生活に必要な支援を行う。

(3) 看護職員 3名 (常勤専従 3名)

看護職員は、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持に努める。

(4) 介護職員 17名 (常勤専従 12名、非常勤専従 1名、常勤兼務 4名)

介護職員は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 1名 (常勤専従 1名)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

(6) 計画作成担当者 1名 (常勤兼務 1名)

計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成する。

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員は40名、居室数は40室とする。

(指定特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は別記2号様式の「介護サービス一覧表」に定めるとおりとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは所得に応じて、その1～3割の額とする。

2 その他の費用については、別記2号様式の「介護サービス一覧表」に定めるとおりとする。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き)

第8条 全室個室で介護居室であるため、一時介護室は設置していない。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 施設の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者は、事業所の従業員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。
- 二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
- 三 利用者は、健康に留意するものとする。
- 四 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

2 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずる。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定め、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に従業員に周知するとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等
- 二 虐待の防止のための指針の整備

三 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施

四 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、指定特定施設入居者生活介護等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

（身体拘束）

第13条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第14条 従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（1）採用時研修 採用後3月以内

（2）継続研修 年2回

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

- 4 看護職員又は介護職員を指定特定施設入居者生活介護以外のサービス提供に当たる従業者と明確に区分するための措置として、（例）勤務表を掲示する。制服を変える。等

- 5 施設は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

- 6 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 7 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録するものとする。なお、その詳細な手順等については別に定めるものとする。
- 8 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、有限会社 高村と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は 平成 25 年 8 月 7 日から施行する。
この規定は 平成 26 年 1 月 7 日から施行する。
この規定は 平成 26 年 1 月 25 日から施行する。
この規定は 平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は 平成 26 年 5 月 1 日から施行する。
この規定は 平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
この規定は 平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は 平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は 平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
この規定は 平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は 令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は 令和 5 年 4 月 16 日から施行する。
この規定は 令和 6 年 4 月 16 日から施行する。
この規定は 令和 6 年 7 月 30 日から施行する。
この規定は 令和 6 年 8 月 1 日から施行する